

3 アルバイト規定について

アルバイトは原則として禁止している(学業が最優先である)。アルバイトをする必要がある場合は、保護者の同意と生徒指導主事と面談の上、学校の許可を必要とする。無断アルバイトは指導の対象となる。

- (1) アルバイトは学校生活に支障のない範囲でおこなう。成績不振や生活態度に問題がある場合は中断または禁止もあり得る。
- (2) 高校生として、ふさわしくない職種や遅くまでの就業時間(午後8時以降)・連続した就業日数(毎日)は許可しない。
- (3) アルバイトの目的は、家計を援助することとし、遊興費を得る目的では許可をしない。また、アルバイトで得た収入は、保護者の責任で管理する。
- (4) アルバイトを希望する者は、担任に申し出て、保護者同伴で生徒指導主事の面談を受ける。所定用紙「アルバイト願」に必要事項を記入し担任に提出し、学校の許可後に行なうものとする。
- (5) 1年生については、1学期中間考査の成績結果が出た後、赤点や保留がなく、かつ生活態度に問題がない場合のみアルバイトを許可する。